

国民健康保険の税率改正について

1. 国民健康保険税の構成

賦課区分と賦課割合

(1) 賦課区分

医療分、後期高齢者支援分、介護分の3区分で構成。

- ・医療分：医療費に充てられる税金
- ・後期高齢者支援分：後期高齢者支援制度への支援金に充てられる税金（現役世代の負担）
- ・介護分：40歳から64歳の被保険者の介護保険への納付金に充てられる税金

(2) 応能割及び応益割

応能割（所得割、資産割）は個人の負担能力に応じて賦課、応益割（均等割、平等割）は誰でも（高齢者、子どもなど）平等に賦課。

芦屋町は所得割、均等割、平等割の3方式を採用している。

※低所得者世帯や子育て世帯に対する軽減制度がある。

(3) 賦課限度額（被保険者世帯に1年間で税金を賦課できる限度額）

区 分		医療分	後期高齢者支援分	介護分 (40～64歳)	内 容
応能割	所得割	7.40%	2.30%	1.60%	被保険者の前年分総所得金額から基礎控除(43万円)を引いて左の税率をかける
応益割	均等割	21,200円	6,700円	6,800円	被保険者1人当たりの額
	平等割	23,600円	7,500円	5,100円	被保険者世帯1世帯当たりの額
賦課限度額		660,000円	260,000円	170,000円	1年間の額

所得割を上げると所得が多い被保険者の負担が増加。
均等割・平等割を上げると被保険者全員の負担が増加。

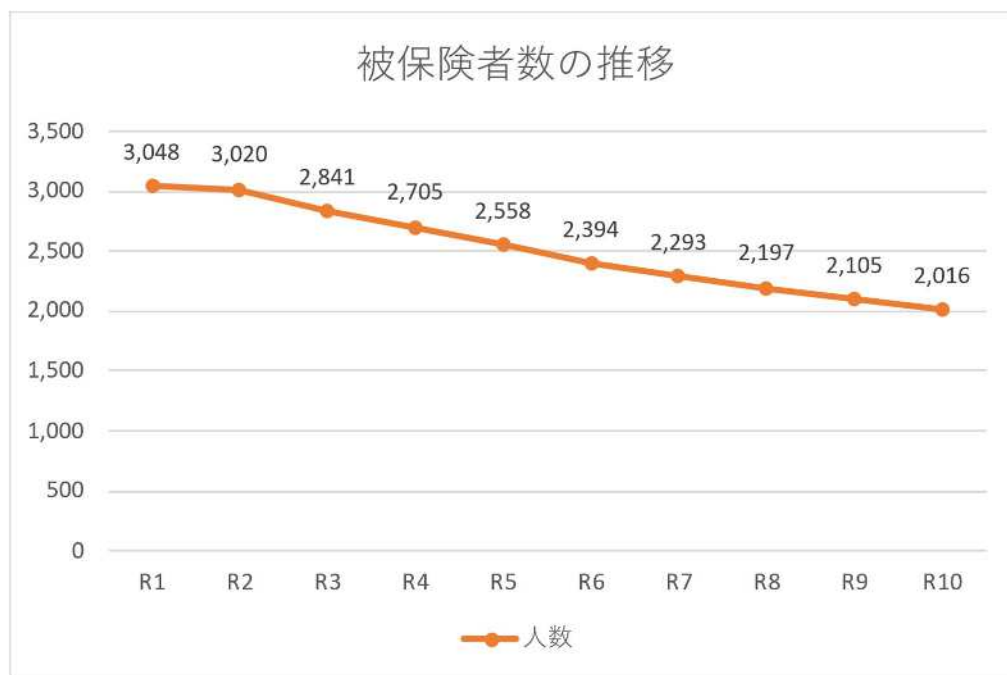
2. 国民健康保険の課題

国民健康保険の状況

(1) 被保険者数の減少による国民健康保険税収の減少

被保険者数は近年減少傾向が続いている。これは、少子化により若い世代の加入者が減少していることに加え、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療へ移行する世代が増加したことが要因と考えられる（図1 参照）。

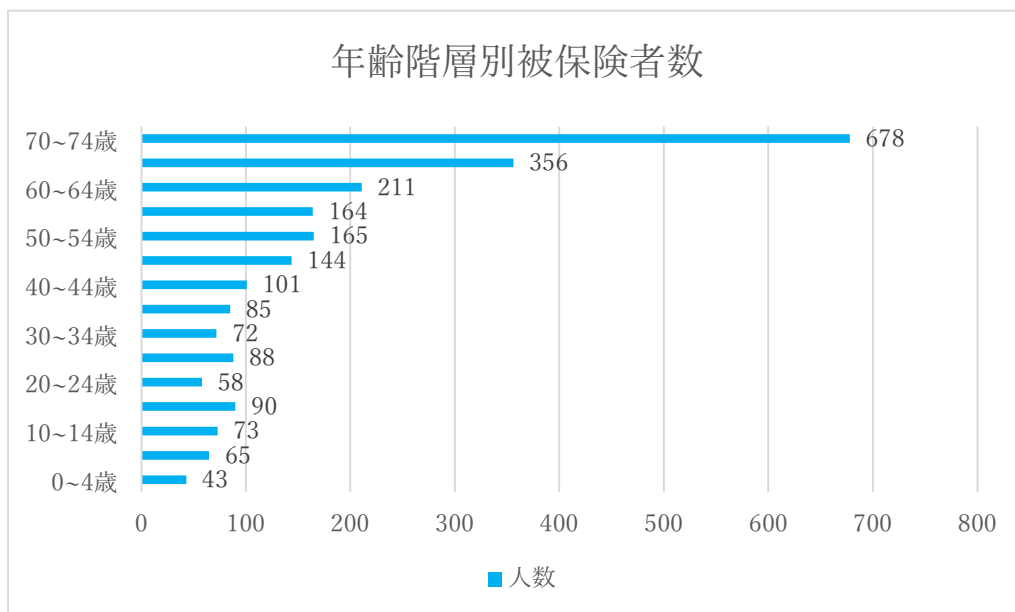
【図1】 被保険者数の推移（令和7年度以降は推計）



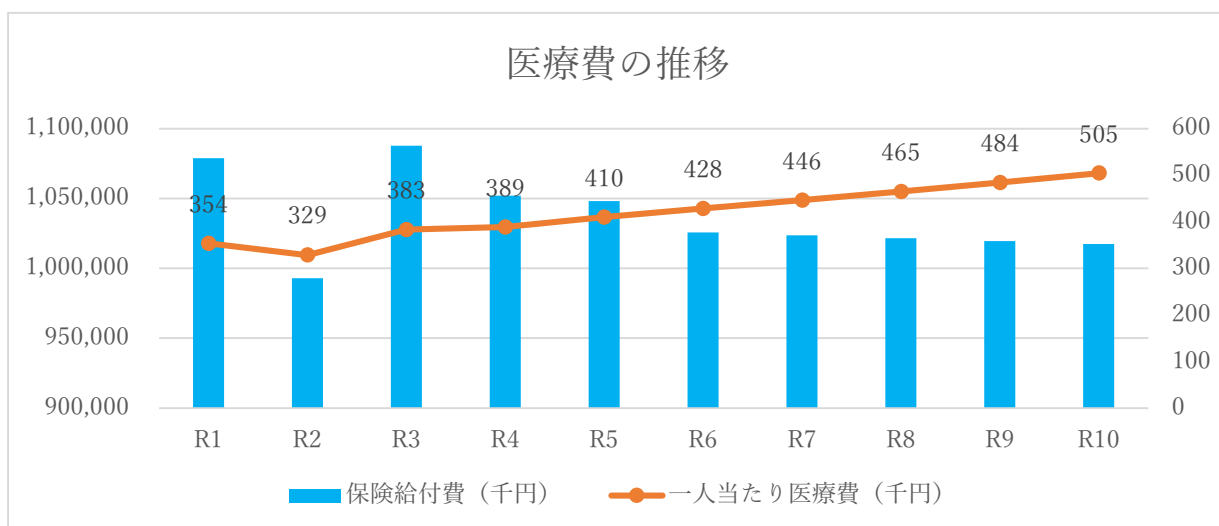
(2)一人あたりの医療費の増加

国民健康保険は定年退職者の加入が多いため、65歳以上の高齢者が占める割合が高い（図2 参照）。被保険者数の減少に伴い医療費の総額は減少するが、高齢化の進展や医療の高度化により一人あたりの医療費は年々増加し続けている（図3 参照）。

【図2】 年齢階層別被保険者数



【図3】 医療費の推移(令和7年度以降は推計)



3. 令和5年度国保運協 答申について

令和5年度答申

(1) 答申内容

本町の国民健康保険事業は、被保険者減に伴う国保税の減少、高齢化の進展や医療技術の高度化による一人あたり医療費の増加等により、一般会計からの法定外繰入金に依存せざるを得ない厳しい財政運営が続いている。

また、福岡県への国民健康保険事業費納付金の納付に必要とされている標準保険税率と本町の保険税率が大きく乖離していることも法定外繰入の要因の一つになっている。

国は税収不足に伴う一般会計からの法定外繰入金を削減するよう市町村に求めており、法定外繰入を行う市町村は年々減少している状況である。

そのため、本協議会では国民健康保険事業の安定的な運営と赤字財政運営の解消のためには、本町の保険税率を福岡県が示す標準保険税率に合わせていくことが必要であると判断した。

※令和6年度法定外繰入金は約41,000千円

(2) 改正の手法

国民健康保険事業の安定的な運営のためには、2年に一度最新の標準保険税率を用いて国保税を改正することが必要である。なお、福岡県における医療費水準の平準化状況を踏まえると令和12年度までに標準保険税率との整合を図ることが適当である。

4. 国の国民健康保険制度改革(平成30年度)

制度改革の内容

(1) 県と市町村の共同運営

国民健康保険制度は、「年齢構成が高く医療水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクが高い小規模保険者が多い」という構造的な課題を抱えていた。

そのため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指すこととなった。

(2) 都道府県と市町村の役割

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・財政運営の責任主体	・国保事業費納付金を都道府県に納付
・保険料水準統一の推進	・保険料の賦課・徴収
・法定外繰入金の解消の推進	・法定外繰入金の解消
・市町村ごとの標準保険税率を算定・公表	・標準保険税率等を参考に保険料率を決定
・保険給付費等交付金の市町村への支払い	・保険給付の決定、支給

(3) 保険料水準の統一

国民健康保険事業の保険者については人口規模によって様々であるが、全保険者の3分の1を占める小規模な保険者（被保険者3,000人未満）では、高額な医療費が発生した場合、保険料が変動し、国保財政の運営が不安定になることが懸念されている。そこで医療費水準を従来の市町村単位ではなく、都道府県単位で保険料に反映させることで、保険料の変動を抑制し国保財政の安定化を図られるとされている。

今後福岡県では、構成市町村と協議を行い、統一までのロードマップを令和8年度までに作成することとしている。

(4) 標準保険税率について

国民健康保険法第八十二条の三に基づき、市町村毎の国保財政の健全化を目的に現在の市町村の税率等の状況を見える化し、市町村が目指すべき方向性を決定する際の参考値とできるように福岡県が毎年度示すもの。

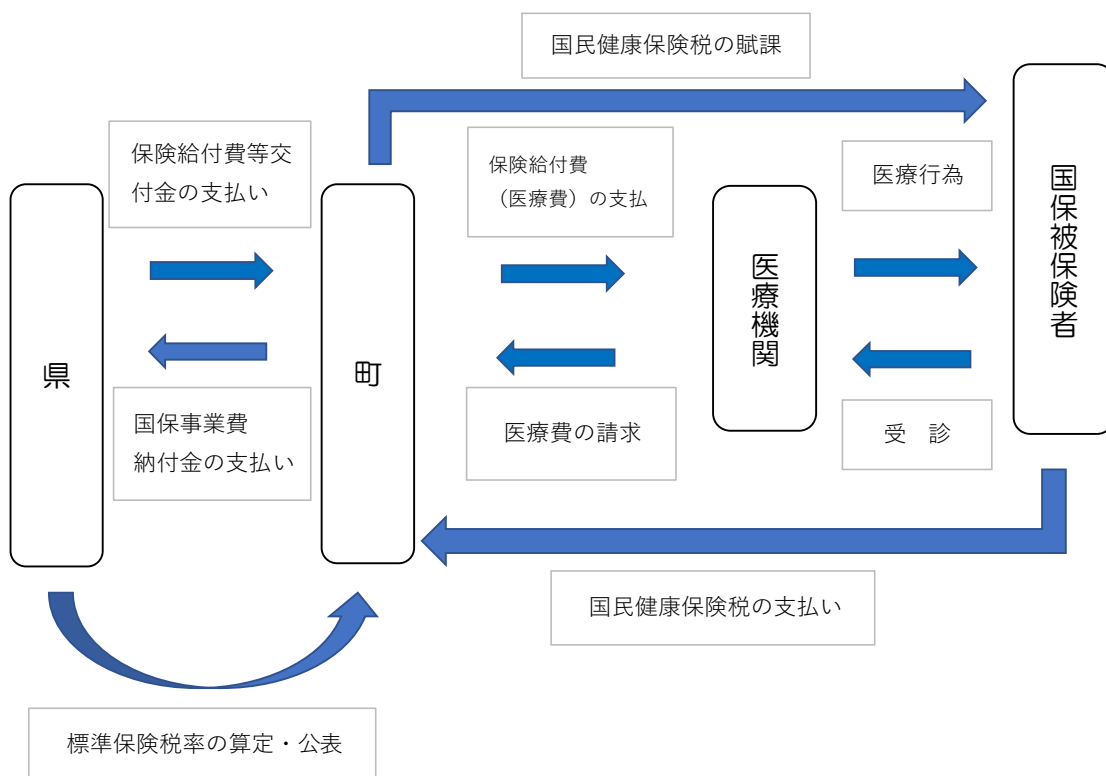
福岡県が県内全体の医療費総額を見込み、市町村ごとの年齢構成、医療費水準、所得水準を考慮した「国保事業費納付金」とその納付に必要な「標準保険税率」を算定し、県内市町村へ示している。

(5) 国保事業費納付金について

国保事業費納付金は県全体の保険給付費等を賄うために必要な額を県内市町村で分かち合う制度で、県市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準に応じて配分した額を市町村が県に納付するもの。

県は、納付金等を基に、各市町村が行う療養の給付等に要する費用を全額支払う。

【国保税と納付金の関係】



5. 標準保険税率との比較および推移

標準保険税率との比較および推移

(1) 芦屋町の保険税率と標準保険税率

芦屋町の保険税率は、標準保険税率と比べ、所得割、均等割、平等割全ての項目において標準保険税率との間に大きな差がみられる。

① 芦屋町の保険税率

区 分		医療分	後期高齢者 支援分	介護分 (40～64歳)	内 容
応能割	所得割	7.40%	2.30%	1.60%	被保険者の前年分総所得金額から基礎控除(43万円)を引いて左の税率をかける
応益割	均等割	21,200円	6,700円	6,800円	被保険者1人当たりの額
	平等割	23,600円	7,500円	5,100円	被保険者世帯1世帯当たりの額

② 芦屋町の標準保険税率

区 分		医療分	後期高齢者 支援分	介護分 (40～64歳)	内 容
応能割	所得割	6.76%	2.89%	2.43%	被保険者の前年分総所得金額から基礎控除(43万円)を引いて左の税率をかける
応益割	均等割	25,511円	10,771円	11,120円	被保険者1人当たりの額
	平等割	25,597円	10,807円	8,520円	被保険者世帯1世帯当たりの額

③ 差 (①－②)

区 分		医療分	後期高齢者 支援分	介護分 (40～64歳)	内 容
応能割	所得割	0.64%	-0.59%	-0.83%	被保険者の前年分総所得金額から基礎控除(43万円)を引いて左の税率をかける
応益割	均等割	-4,311円	-4,071円	-4,320円	被保険者1人当たりの額
	平等割	-1,997円	-3,307円	-3,420円	被保険者世帯1世帯当たりの額

(2) 直近3年の芦屋町の標準保険税率

①令和5年度（令和6年度の改定基準）

区 分		医療分	後期高齢者 支援分	介護分 (40～64歳)	内 容
応能割	所得割	6.74%	2.82%	2.36%	被保険者の前年分総所得金額から基礎控除 (43万円)を引いて左の税率をかける
応益割	均等割	24,853円	10,119円	10,781円	被保険者1人当たりの額
	平等割	25,420円	10,350円	8,405円	被保険者世帯1世帯当たりの額

②令和6年度

区 分		医療分	後期高齢者 支援分	介護分 (40～64歳)	内 容
応能割	所得割	7.36%	3.09%	2.55%	被保険者の前年分総所得金額から基礎控除 (43万円)を引いて左の税率をかける
応益割	均等割	27,277円	11,207円	11,530円	被保険者1人当たりの額
	平等割	27,298円	11,216円	8,861円	被保険者世帯1世帯当たりの額

③令和7年度（令和6年度の改定基準）

区 分		医療分	後期高齢者 支援分	介護分 (40～64歳)	内 容
応能割	所得割	6.76%	2.89%	2.43%	被保険者の前年分総所得金額から基礎控除 (43万円)を引いて左の税率をかける
応益割	均等割	25,511円	10,771円	11,120円	被保険者1人当たりの額
	平等割	25,597円	10,807円	8,520円	被保険者世帯1世帯当たりの額

※標準保険税率は年度によって変動が激しい

6. 遠賀郡内の状況

現行の保険税率と標準保険税率の比較

①現行の保険税率

町 名	医療分			後期高齢者支援分			介護分			最終 改正
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	
遠賀町	7.17	27,308	26,968	2.53	10,749	10,778	2.23	11,267	7,447	R7年度
水巻町	7.40	23,000	26,500	2.60	8,000	10,500	2.10	10,000	8,000	R7年度
岡垣町	6.70	25,100	27,000	2.60	9,400	10,200	2.20	9,700	7,600	R7年度
芦屋町	7.40	21,200	23,600	2.30	6,700	7,500	1.60	6,800	5,100	R6年度

②標準保険税率

町 名	医療分			後期高齢者支援分			介護分		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
遠賀町	7.36	27,789	27,883	2.79	10,408	10,444	2.33	10,630	8,145
水巻町	7.54	28,463	28,560	2.85	10,635	10,671	2.36	10,771	8,253
岡垣町	7.09	26,739	26,830	2.89	10,770	10,806	2.39	10,927	8,372
芦屋町	6.76	25,511	25,597	2.89	10,771	10,807	2.43	11,120	8,520

③差 (①－②)

町 名	医療分			後期高齢者支援分			介護分		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
遠賀町	-0.19	-481	-915	-0.26	341	334	-0.10	637	-698
水巻町	-0.14	-5,463	-2,060	-0.25	-2,635	-171	-0.26	-771	-253
岡垣町	-0.39	-1,639	170	-0.29	-1,370	-606	-0.19	-1,227	-772
芦屋町	0.64	-4,311	-1,997	-0.59	-4,071	-3,307	-0.83	-4,320	-3,420

7. 次回検討内容

令和8年度 国民健康保険税の改正について

令和6年度改正における国保運協の答申では最新の標準保険税率を用いることとしているが、年度によって変動が激しい。

よって第2回会議にて以下の2案を示し検討を進める。

- ① 令和7年度の標準保険税率を用いた改正案
- ② 令和6・7年度標準保険税率の平均を用いた改正案

芦屋町国民健康保険優良家庭表彰の今後について

優良家庭表彰とは同一世帯に属する被保険者が、当該年度期間中において療養の給付を受けることがなく、かつ各納付期間内に保険税を完納した家庭を健康家庭として、被保険者の属する世帯主を毎年表彰するもの。

本事業の現状や郡内の状況等を示し、本事業の今後のありかたについて検討する。

